

桑名市告示第128号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定により  
なお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令  
第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託したので、同条第2項の規  
定により告示する。

令和6年4月1日

桑名市長 伊藤 徳 宇

- 1 委託した徴収の事務  
六華苑使用料
- 2 委託を受けた者  
桑名市太一丸18番地  
諸戸コーポレーション株式会社  
代表取締役 中野 敦之
- 3 委託期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで